

工事等関係者 各位

江戸川河川事務所工事等安全協議会長
(江戸川河川事務所長)

江戸川河川事務所 工事事故等発生における 緊急事態宣言

江戸川河川事務所では、1月29日(日)に発生した送電線への異常接近事故を重く受け止め、2月1日(水)に「工事等安全協議会緊急会議」を開催し、工事事故の撲滅と事故発生後の速やかな連絡を申し合わせた所ですが、その後も下記に示す事案が次々と発生しています。

この様な状況を鑑み、工事等に関係する発注者・受注者・下請業者を含めた全ての関係者が一丸となって事故防止に取り組み、工事等を施工する関係者全員に改めて「安全管理」を徹底して実行していただくため、「工事事故等発生における緊急事態」を宣言し、「別添」の取組を当分の間(本年度中)実施することとします。

記

- ※ 資材運搬車両による交通事故
- ※ 運搬台船の橋桁接触事故

(以上、いずれも工事現場外で発生した事故である)